

大分県私立高校生等奨学給付金のご案内（県外学校）

奨学給付金について

大分県では、すべての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、生活保護世帯又は非課税世帯の保護者を対象に、私立高校生等奨学給付金を支給しています。（返還不要）

1 対象となる世帯

①保護者等（18歳以上の生徒については、生計維持者。以下同じ。）及び ②高校生等について以下の要件をすべて満たす世帯に支給します。

【①保護者等の要件】

a 大分県内に住所を有していること。

※保護者等の一方が単身赴任等で県外在住の場合でも、大分県が生活の本拠である場合は支給対象となります。

b 保護者等（親権者等）全員の住民税所得割が非課税（0円）であること

または生活保護法による生業扶助を受給していること。

【②高校生等の要件】

a 下記いずれかの私立学校に在学し、就学支援金又は専攻科の修学支援制度の対象者であること。

・高等学校(全日制課程・定時制課程・通信制課程)および専攻科課程

・専修学校高等課程

・私立専修学校一般課程または各種学校であって、高校入学資格者を入学資格とする次の施設
(理容師養成施設・准看護師養成所・美容師養成施設・調理師養成施設・製菓衛生師養成施設)

2 申請について

・申請書は当県ホームページからダウンロードできます。（電話で請求することもできます）

・令和4年8月31日（水）【消印有効】までに、申請書類を大分県に提出してください。

・個人番号を含む申請書類等を郵送される場合は、簡易書留でお願いします。

※提出が必要な書類の詳細については申請書に記載してあります。

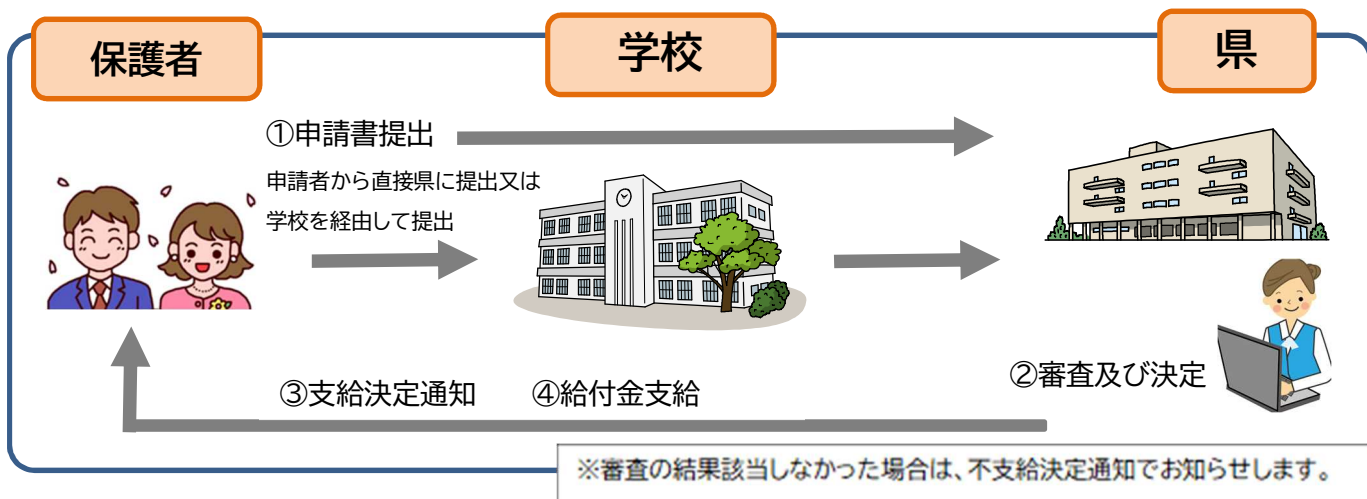
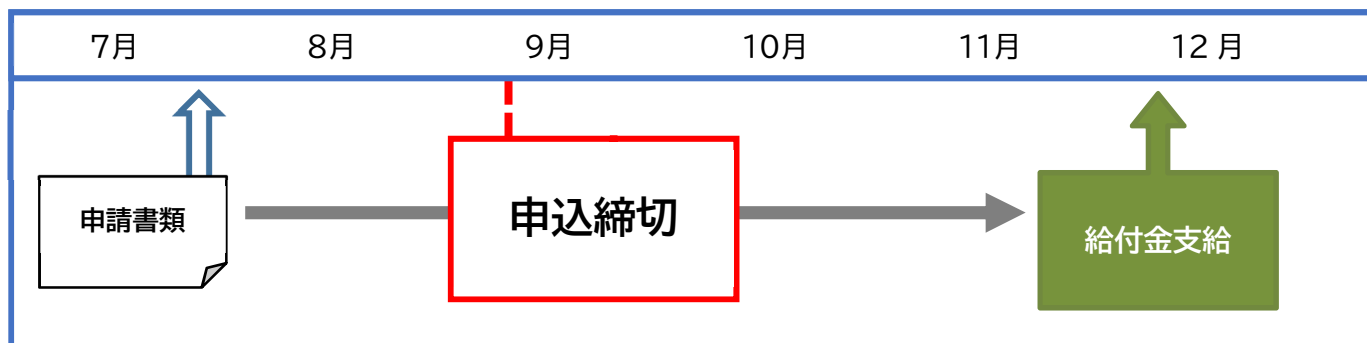
3 奨学給付金の支給額について

奨学給付金は、高校生等の属する世帯の状況に応じて、対象となる高校生等 1 人ごとに金額が異なります。一人当たりの支給年額は下表のとおりです。（世帯区分は別添の世帯構成パターン図を参照）

区分 (7月1日現在)	生活保護 受給世帯	生活保護受給世帯以外の非課税世帯	
		第1子の高校生等	第2子以降の高校生等
全日制	52,600円	134,600円 (※)	152,000円 (※)
通信制		52,100円 (※)	
専攻科		52,100円 (※)	

※同じ世帯に通信制又は専攻科の対象高校生等と全日制又は定時制の対象高校生等がいる場合は、全日制又は定時制の高校生等は「第2子以降」の扱いとする。

4 奨学給付金の支給の流れについて



5 奨学給付金の受取りについて

奨学給付金は、申請の認定を受けた後、県から直接ご指定の保護者等の口座に振込みます。振込日については支給決定通知と一緒にお知らせしますので、通知が届くまでお待ちください。
※県へ事前にご連絡いただいても、お答えできませんのでご了承ください。

6 留意事項

- この奨学給付金は、返還の必要がありません。
ただし、不正に受給した場合には、返還のうえ、刑罰が科されることがあります。
- 対象高校生等が2人以上いる場合は、それぞれの在学する学校に必要書類を提出してください。
- 提出の際は、申請書に添付している案内等をよくお読みください。
- 今回の申請は令和4年度の奨学給付金についてのものです。

7 お問い合わせ先

大分県私学振興・青少年課 TEL：097-506-3086

* 申請書類の請求の場合は、「奨学給付金の申請書類の郵送を希望」とお伝えください。